

証券コード 5591
2025年3月13日
(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目3番3号
秋葉原ファーストスクエア9階
株式会社 A V I L E N
代表取締役 高橋光太郎

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://avilen.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「AVILEN」又は「コード」に当社証券コード「5591」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月27日（木曜日）午後5時までに4頁から5頁をご参照の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時30分（受付開始時間10時）

2. 場 所 東京都台東区花川戸二丁目6番5号

台東区民会館

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。）

3. 目的 事 項

報告 事 項

1. 第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議 事 項

第1号議案

取締役4名選任の件

第2号議案

監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時30分（受付開始 午前10時）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご郵送ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「贅」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ➥ 「贅」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「贅」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

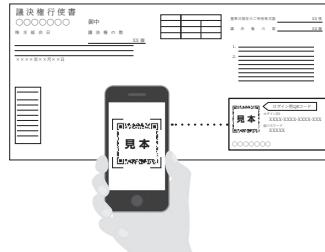
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

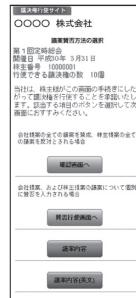
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



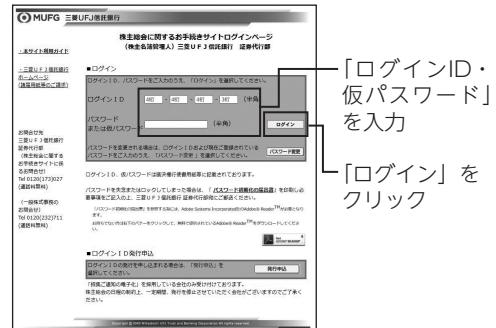
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「データとアルゴリズムで、人類を豊かにする」をパーカスに掲げ、「企業と人がAIを自在に使いこなし、発展し続ける豊かな未来」の実現に向けて、「AIを搭載したソフトウェアの開発」と「デジタル組織の構築を支援するプログラムの提供」を主軸に、企業のAI活用/DX推進による成長を支援してきました。その中で、特に既存取引先のLTV最大化、AIソリューションの新パッケージ開発及びM&Aに向けた取り組みにより一層注力し、非連続成長の実現のための施策を進めております。

AIソフトウェアユニットでは、AI・データサイエンスの観点でデータの利活用により業務効率化等の新たな価値を創造するソリューションを提供しています。高速かつ高精度なボイスボットの展開や業務プロセスの完全自動化を目指す帳票処理AIエージェント等の最先端の生成AIソリューションの開発をはじめ、生成AI関連の開発プロジェクトやChatGPTを組み合わせた自社SaaSプロダクトである「ChatMee」等、生成AIビジネスへの展開に注力しております。

ビルドアップユニットでは、AI/DXに関わる組織及び人材の現状評価から必要人材（ビジネス領域及びエンジニア領域）の育成まで、AIの実装を実現するための組織開発に必要なパッケージ化されたサービスを一気通貫で提供しております。また、新たに生成AI関連コンテンツをリリースするなどサービス範囲の拡充を進めております。

AI業界を取り巻く事業環境については、生成AIの登場でAIの利活用が急速に実用化へ近づいている状況であり、日本における生成AI需要は2030年には2023年対比15倍に拡大し市場規模は1兆7,774億円になると予測（出典：JEITA「注目分野に関する動向調査 2023」）がされております。この環境下において、AIソフトウェアの需要拡大に伴い、特にAI人材の需給ギャップが広がり、真に価値のある生成AI活用のニーズが顕在化する見通しとなっております。

良好な事業環境のもと、組織開発からAIアルゴリズム開発まで完結したソリューションを提供できる当社独自の一気通貫モデルに加え、株式会社大塚商会等の資本業務提携先との連携を深化させながら、AIソフトウェアユニット及びビルドアップユニット共に顧客基盤の拡充、継続性の高いプロジェクトを着実に積み上げております。また、AVILEN DS-Hubの活用等によ

り今後の成長に向けて優秀な人材の採用も順調に進んでおります。加えて、生成AI領域に特化したエンジニア集団である株式会社LangCoreの連結子会社化により、当連結会計年度の第4四半期から連結決算を開始しております。また、株式会社LangCoreの強みである生成AIプロダクトを活かし、大型プロジェクトの受注につながる等、シナジーが早期に創出されており、両社の短期的な収益向上のみならず、中長期的な事業拡大が見込まれる状況にあります。

当連結会計年度においては、AIソフトウェアユニット及びビルドアップユニットにおける顧客数・プロジェクト数は堅調に推移し、売上高1,241,485千円、営業利益189,353千円、経常利益188,821千円、親会社株主に帰属する当期純利益116,012千円となりました。なお、当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、当社の販売実績を主な内訳に区分した売上高は、AIソフトウェアユニットは790,915千円、ビルドアップユニットは450,569千円となっております。なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は19,111千円で、その主な内容は、自社利用目的のソフトウェアを中心とした無形固定資産12,544千円であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ 資金調達の状況

当社は、株式会社LangCoreの株式取得資金として、2024年10月に金融機関より400,000千円の借入を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社LangCoreの発行済株式の100%を取得し、2024年10月29日をもって、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2021年12月期)	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (千円)	—	—	—	1,241,485
経常利益 (千円)	—	—	—	188,821
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	—	116,012
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	19.14
総資産 (千円)	—	—	—	1,233,498
純資産 (千円)	—	—	—	552,595
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	90.38

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第6期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2021年12月期)	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高 (千円)	477,649	732,090	929,587	1,187,534
経常利益 (千円)	84,257	110,702	162,475	177,575
当期純利益 (千円)	58,826	79,136	114,725	114,074
1株当たり当期純利益 (円)	9.80	13.19	19.08	18.82
総資産 (千円)	367,053	415,724	624,954	1,170,840
純資産 (千円)	123,872	204,389	415,705	550,657
1株当たり純資産 (円)	20.41	33.68	68.48	90.07

(注) 当社は、2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第4期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社LangCore	500千円	100%	生成AI関連システム受託開発及びAI活用コンサルティング

(注) 2024年10月29日に株式会社LangCoreの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社LangCore	東京都江東区豊洲 三丁目4番2号	405,000千円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、1,170,840千円であります。

④ その他

日本郵政株式会社及び日本郵政キャピタル株式会社は、当社のその他の関係会社であり、当社の株式を21.61%保有しています。当社は日本郵政キャピタル株式会社と資本業務提携契約を締結しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 業界及び顧客基盤の拡張

持続的な成長のためには業界や顧客基盤の拡張が必要となります。当社グループの優位性は「(i)特定の業界に限定されない顧客の課題を捉え、マルチモーダルなAIソフトウェアの開発を可能にする技術コアモジュール」、「(ii)潜在的なAI/DX市場を創出し、高い継続率を実現するビジネスモデル」、「(iii)業界全体が抱える成長ボトルネックを解消する「AVILEN DS-Hub」のエコサイクル」、「(iv)高いブランド認知による顧客獲得能力」であり、これらの競争優位性は特定業界に限定されず幅広い業界において発揮されます。これまでの既存の業界及び顧客で積み上げた実績や知見を当社グループ全体で活用することで継続的に成長を続けてまいります。

② 一顧客当たり売上高の向上と契約の長期化

当社グループは、様々な業界の顧客に対し、ビジネスプロセスへのAI実装やAI実装に向けたコンサルティング（「AIソフトウェアユニット」）、組織のAI/DXロードマップの策定やDXアセスメント、経営企画やエンジニア等部門横断的なAI人材の育成による組織開発の支援（「ビルドアップユニット」）を実施しております。初期的には課題の特定、概念検証等を行い、それらの結果を踏まえて具体的なサービスの提供、AIアルゴリズムの実装や運用へと領域を拡充いたします。従いまして、その成果に応じて、顧客企業との契約期間が長期化することが見込まれております。また、前年度から契約が継続した顧客との取引は、「ビルドアップユニット」におけるコンテンツ間での取引拡充、「AIソフトウェアユニット」においては、より高度なAIモデルの実装や運用が必要になることが多いため、結果として一顧客当たり売上高は上昇する傾向にあります。

③ 既存パッケージ型ソフトウェアの強化と新規パッケージ型ソフトウェアの開発

当社グループはこれまで資本業務提携先の企業や各業界の上場企業をはじめとした企業に対するAI実装・データ利活用の支援を通じて、「ChatMee」をはじめパッケージ型ソフトウェアを開発・提供してきました。今後は既存パッケージ型ソフトウェアの強化とAIエージェントをはじめとした新規パッケージ型ソフトウェアの開発が課題となります。そのため、当社グループの開発体制の強化及び資本業務提携先との連携深化を進めてまいります。

④ 技術とビジネス双方において優れた人材の育成

持続的な成長のためには、技術面及びビジネス面の双方で優れた人材が必要であり、人材の確保と育成が課題となってまいります。当社グループには、AIアルゴリズムの構築等の技術面の豊富な知見を有するデータサイエンティストやエンジニアに加え、AIを活用した具体的な解決策の提示や難易度の高いAIプロジェクトのマネジメント等のビジネス面での執行能力を有するコンサルタントが在籍しております。更には「AVILEN DS-Hub」を通じた採用も行うことで、今後も、技術面及びビジネス面の双方の課題を解決できる能力を持つ人材の育成・採用に投資を継続してまいります。

⑤ 非連続な成長を支える事業資金の確保

当社グループは安定的にキャッシュ・フローを創出しているため、過去第三者割当増資等の資金調達を必要としておりませんでしたが、当連結会計年度においては、株式会社LangCoreの株式取得のために銀行借入による資金調達を行っております。今後の更なる事業拡大に伴う人材獲得や経営基盤の強化、非連続な成長のためのM&A等のアクション等のために、戦略的な資金調達を検討していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、「データとアルゴリズムで、人類を豊かにする」をパーカスに掲げ、「企業と人がAIを自在に使いこなし、発展し続ける豊かな未来」の実現に向けて、生成AIをはじめとする当社が独自開発した技術コアモジュールである「AVILEN AI」を活用したAIソフトウェアの開発及び実装、また、AIドリブンなビルドアップコンテンツ（DXやAIを推進するための組織開発や人材育成コンテンツ）も提供することで、企業のAI実装推進を一気通貫で支援する「AIソリューション事業」を展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社：東京都中央区

② 子会社

株式会社LangCore 本社：東京都江東区

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)
AIソリューション事業	63 (11) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 (11) 名	7名増 (4名増)	31.3歳	2.3年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当社グループはAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

① 当社の借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	400,000千円

② 子会社（株式会社LangCore）の借入先の状況

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	8,750千円

2. 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,107,493株
- (3) 株主数 3,919名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本郵政キャピタル株式会社	1,319,950株	21.61%
株式会社大塚商会	1,140,000	18.66
崔 一鳴	405,000	6.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	377,700	6.18
大川 遥平	261,000	4.27
株式会社大起	110,000	1.80
吉田 拓真	108,000	1.76
高橋 光太郎	99,000	1.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	92,800	1.51
高橋 香輝	81,000	1.32

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は57,493株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第5回新株予約権		
発行決議日		2021年5月20日	2023年6月29日		
新株予約権の数		132,000個	31,260個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 (新株予約権1個につき 1株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1.5円	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 320円 320円)	新株予約権1個当たり (1株当たり) 1,670円 1,670円)		
権利行使期間		2021年5月21日から 2031年5月20日まで	2025年7月18日から 2033年6月28日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	132,000個 132,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	29,400個 29,400株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,860個 1,860株 2名

		第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2024年10月11日	2024年10月30日
新株予約権の数		1,574個	2,179個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 96,400円 964円)	新株予約権1個当たり (1株当たり) 95,500円 955円)
権利行使期間		2024年10月28日から 2032年10月27日まで	2024年11月14日から 2032年11月13日まで
行使の条件		(注) 4	(注) 4
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 1,574個 157,400株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2,179個 217,900株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一個 一株 一名

(注) 1. 行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a)320円を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b)320円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、320円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が320円を下回る価格となつたとき。

②新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者は、割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 行使の条件

①新株予約権者は、割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至(iii)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。

(i)割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）について、行使可能となる。

(ii)割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。

(iii)割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 2023年6月29日開催の臨時株主総会の決議により、2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 行使の条件

- ①割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	高橋 光太郎	株式会社LangCore 取締役
取締役CSO	錦 拓男	株式会社LangCore 取締役
取締役	小野 種紀	—
常勤監査役	小玉 泰子	株式会社Lupinus 社外監査役 株式会社クウゼン 社外監査役 株式会社フクロウラボ 社外監査役
監査役	山本 飛翔	弁護士法人法律事務所amaneku 代表弁護士 ストックマーク株式会社 社外監査役
監査役	矢治 博之	株式会社チェンジホールディングス 社外監査役 美和ロック株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役小野種紀氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小玉泰子氏、山本飛翔氏及び矢治博之氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役小玉泰子氏及び矢治博之氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役山本飛翔氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当事業年度中に退任した役員の氏名、退任日、退任事由、並びに退任時の地位及び重要な兼職の状況は、次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
大川 遥平	2024年10月31日	辞任	当社取締役
岡田 拓郎	2024年3月29日	任期満了	当社社外取締役 一般社団法人金融データ活用推進協会代表理事 株式会社Lupinus社外取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員、執行役員及び管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者が負担することになる職務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求等の一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年9月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

- ・取締役の報酬等は基本報酬より構成し、当該基本報酬は月例の固定報酬とする。
- ・取締役の報酬の決定に際して、職務職責や能力の状況、これまでの経験値、同業他社の状況その他考慮すべき事項を総合的に踏まえ、各取締役の個別報酬額を決定する。
- ・各取締役の報酬額を決議する取締役会において、報酬の透明性を確保するために、社外取締役又は監査役の適切な関与・助言等を求めるものとする。
- ・業績運動報酬及び非金銭報酬については、今後適切な時期に、適切な内容及び方法による導入を検討するものとする。また、業績運動報酬及び非金銭報酬を導入した際の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ決定するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	34,052千円 (1,452)	34,052千円 (1,452)	一千円 (-)	一千円 (-)	5名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	一 (-)	一 (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	42,452 (9,852)	42,452 (9,852)	一 (-)	一 (-)	8 (5)

(注) 当事業年度中に退任した取締役2名 (うち社外取締役1名) を含んでおります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区分	決議年月日	報酬等の種類	決議の内容の概要	決議に係る役員の員数
取締役	2024年3月29日 第6回定時株主総会	金銭報酬	年額60,000千円以内 (うち社外取締役年額 10,000千円以内)	4名 (うち社外取締役1名)
監査役	2024年3月29日 第6回定時株主総会	金銭報酬	年額10,000千円以内	3名 (うち社外監査役3名)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 監査役小玉泰子氏は、株式会社Lupinusの社外監査役、株式会社クワゼンの社外監査役及び株式会社フクロウラボの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役山本飛翔氏は、弁護士法人法律事務所amanekuの代表弁護士及びストックマーク株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役矢治博之氏は、株式会社チェンジホールディングスの社外監査役及び美和ロック株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割 に関する行った職務の概要	
取締役 小野 稔紀	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 金融機関での豊富な経験に加え、過去に代表取締役社長をはじめ複数社で取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。当社の企業価値の更なる向上を推進するために専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 小玉 泰子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社における内部統制強化に向けた必要な助言・提言を行っております。
監査役 山本 飛翔	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために必要な助言・提言を行っております。
監査役 矢治 博之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社における内部統制強化に向けた必要な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループでは、役職員が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うこととしております。

(2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

(3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。

(4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。

(5) 内部監査担当者は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行うこととしております。また、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずることとしております。

(6) 役職員の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とすることとしております。

(7) 役職員の職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。

(8) コンプライアンスに関する諸規程、必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理するとともに、取締役及び監査役が閲覧・謄写可能な状態としております。

(2) 情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行うこととしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めることとしております。

(2) リスク管理・コンプライアンス規程及びBCP（事業継続計画）を定め、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催することとしております。

(2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定することとしております。

⑤ 役職員が監査役に報告するための体制及び当該報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 役職員は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、速やかに監査役に報告することとしております。

(2) 役職員は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告することとしております。また、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを禁じるものとしております。

(3) 当社グループは社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に対して通報したことによる不利益な取扱いを禁じるものとします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

(1) 現在、当社グループでは、監査役の職務を補助すべき使用者はいませんが、監査役又は監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置することとしております。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用者を置く場合には、当該使用者は、取締役の指示命令を受けないものとしております。

⑦ 上記⑥の使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。

(2) 監査役は、定期的に監査法人と意見交換を行うこととしております。

(3) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の意見・アドバイスを得ることができます。

(4) 監査役は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図ることとしております。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等により速やかに処理を行う体制としております。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力排除規程を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいがなる取引も行わないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）で構成しており、議長を代表取締役とし、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時開催しております。取締役会は、当社の業務執行の決定、取締役の業務執行状況及び業績のモニタリングを行うほか、取締役会で定めたコーポレート・ガバナンスの基本方針に従い経営戦略、中長期的な事業計画及び内部統制体制等の審議に注力しております。

② 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名で構成され、全員が社外監査役です。監査役会は、議長を常勤監査役とし、月1回の定時監査役会のほか、必要に応じ臨時の監査役会又は会計監査人、内部監査担当者及び社外取締役等とのミーティングを実施しております。

ます。

常勤監査役は、取締役会その他の当社の重要な会議体及び委員会への出席並びに当社の役員、執行役員及び主要な従業員との定期的なミーティング等を通じ業務執行状況を把握し、必要に応じ意見を述べるとともに、監査役会の議長として議案の立案又は取りまとめ、定期的な常勤監査活動の報告を行っております。

各監査役は、独立した立場から経営に対する適正な監視を行い、監査役会において情報を共有・審議し、必要に応じて取締役に対して提言・助言を行うなど、実効性ある監査を行っております。

③ 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

④ 内部監査

当社グループでは、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりません。当社の内部監査は、経営管理部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査は、代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき実施し、監査結果は代表取締役のほか、取締役会にも直接報告することとしております。

⑤ リスク管理・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役の直属機関であると同時に、具体的なリスク管理活動又は緊急時対応に関する執行機関であり、代表取締役、各部門の責任者、常勤監査役、事務局担当者にて構成しております。議長を代表取締役とし、四半期に一度定時会を開催するほか、必要に応じて適宜開催し、当社グループのリスク管理体制の構築及び運用に関する各種施策のほか、クレーム・インシデント事案の対応について審議し、答申しています。また、緊急事態発生時においては、対応策に関する決定・指示機関として機能することを予定しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質の強化のため必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては、現時点において未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開と財務体質の強化のための財源として、有効に活用していく方針であります。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	804,714	流 動 負 債	673,653
現 金 及 び 預 金	566,333	買 掛 金	13,403
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	207,170	未 払 金	13,675
そ の 他	31,211	未 払 費 用	45,171
		契 約 負 債	77,122
		短 期 借 入 金	400,000
固 定 資 産	428,783	1年内返済予定長期借入金	1,500
有 形 固 定 資 産	5,467	未 払 法 人 税 等	58,804
建 物	0	賞 与 引 当 金	4,347
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,467	そ の 他	59,629
無 形 固 定 資 産	390,482	固 定 負 債	7,250
の れ ん	342,691	長 期 借 入 金	7,250
著 作 権	4,535	負 債 合 計	680,903
ソ フ ト ウ エ ア	43,255	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	32,833	株 主 資 本 金	552,022
敷 金 及 び 保 証 金	13,551	資 本 剰 余 金	62,609
繰 延 税 金 資 産	19,281	利 益 剰 余 金	59,609
		新 株 予 約 権	429,802
資 産 合 計	1,233,498	純 資 産 合 計	552,595
		負 債 純 資 産 合 計	1,233,498

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 原 価	1,241,485
売 上 総 利 益	373,453
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	868,031
営 業 利 益	678,677
営 業 外 収 益	189,353
受 債 勘 定 整 理 息 益 他	32 1,185 441 1,659
営 業 外 費 用	1,910 279 2,190
支 為 払 替 差 損 益	188,821
経 常 利 益	1,116 1,116
特 別 利 益	17,745 17,745
新 株 予 約 権 戻 入 益	172,192
特 別 損 失	60,976 △4,796 56,180
減 損 損 失	116,012
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	116,012
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
2024年12月31日まで

(単位:千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	51,760	48,760	313,790	414,310	1,395	415,705
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	10,849	10,849		21,699		21,699
親会社株主に帰属する 当期純利益			116,012	116,012		116,012
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△821	△821
当期変動額合計	10,849	10,849	116,012	137,711	△821	136,890
当期末残高	62,609	59,609	429,802	552,022	573	552,595

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社LangCore

当連結会計年度より、株式会社LangCoreの株式の100%を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 2年5ヶ月 |
| 工具、器具及び備品 | 4年 |

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

定額法によっております。耐用年数は社内における利用可能期間（5年）としております。

② 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社グループは、AI搭載のソフトウェア開発とビルドアップパッケージ（デジタル組織の構築支援）を主軸としたAIソリューションを提供しております。

AIソフトウェアユニット

当社グループは、展開するAIソフトウェアごとに共同研究開発や初期導入フェーズにおける課題特定や全社戦略策定の支援、PoCの実施、AIアルゴリズムの構築及びシステム実装等を提供しており、主に準委任契約に基づくサービスの提供が履行義務となります。また、AI技術実装後のフェーズにおける運用やサービス提供が履行義務となります。当該履行義務は、契約期間にわたってサービスを提供することで充足し、契約期間に応じた収益を計上しております。

一方で、当社グループは請負契約に基づくサービスの提供も行っており、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたってインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、原価回収基準を適用しております。なお、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ビルドアップユニット

当社グループは、AI内製化支援からAI・DX人材の育成を行うビルドアップコンテンツを提供しており、契約に基づくデジタル組織開発コンテンツの提供が履行義務となります。当該履行義務は、コンテンツの提供期間にわたってサービスを提供することで充足し、コンテンツの提供期間に応じた収益を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間（7年間）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- ・株式会社LangCoreに係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	342,691千円
-----	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんは、株式会社LangCoreの全株式を取得した際に認識したものであり、取得価額と同社の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。のれんは事業計画に基づく投資の回収期間で将来キャッシュ・フローが見積られており、事業計画については、株式会社LangCoreからの株式取得時に見込まれる超過収益力が将来にわたり発現することを勘案し策定しております。のれんは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した売上予測をその主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定である事業計画は将来の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- ・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	19,281千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した売上予測をその主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,659千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
株式会社AVILEN	事業用資産	ソフトウエア	17,745千円

② 減損損失を認識するに至った経緯

収益性の低下により投資額の回収が見込めないことから、減損損失を認識するものであります。

③ 資産のグルーピングの方法

事業用資産においては、管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額をゼロとし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,107,493株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 537,570株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は自己資金及び銀行借入で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスク及び販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね2か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定のものを含む）は、営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

営業債権については、与信管理規程に従い、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスクの管理

為替変動リスクについては、為替の変動を定期的にモニタリングしております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	13,551千円	13,309千円	△242千円
資産計	13,551千円	13,309千円	△242千円
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	8,750千円	8,693千円	△56千円
負債計	8,750千円	8,693千円	△56千円

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内
敷金及び保証金	－千円	13,551千円

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,250千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－千円	13,309千円	－千円	13,309千円
資産計	－千円	13,309千円	－千円	13,309千円
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	－千円	8,693千円	－千円	8,693千円
負債計	－千円	8,693千円	－千円	8,693千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上区分	金額（千円）
AIソフトウェアユニット	790,915
ビルドアップユニット	450,569
顧客との契約から生じる収益	1,241,485
外部顧客への売上高	1,241,485

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	金額 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	220,776
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	204,190
契約資産 (期首残高)	854
契約資産 (期末残高)	2,979
契約負債 (期首残高)	76,129
契約負債 (期末残高)	77,122

契約資産は、顧客との受託開発契約のうち進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に関するものであり、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、76,122千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 90円38銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 19円14銭 |

9. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社LangCore
事業の内容 生成AI関連システム受託開発、AI活用コンサルティング

② 企業結合を行った主な理由

生成AI領域に特化したエンジニア集団である株式会社LangCoreは、創業間もないにもかかわらず、課題特定からアプリケーション開発まで一気通貫でサービス提供し、既に数多くの開発実績を有しております。

株式会社LangCoreの子会社化により、早期にシナジーを創出し両社の短期的な収益向上が実現されるとともに、中長期的な事業拡大も見込まれると判断いたしました。

③ 企業結合日

2024年10月29日（株式取得日）
2024年10月1日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるもの

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2024年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	400,000千円
取得原価		400,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等 5,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額 355,383千円
② 発生原因 今後の事業展開によって期待される超過収益力によって発生したもの
③ 債却方法及び償却期間 投資効果の発現する期間（7年間）を合理的に見積り、当該期間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	107,128千円
固定資産	－千円
資産合計	107,128千円
流動負債	53,386千円
固定負債	9,125千円
負債合計	62,511千円

10. 重要な後発事象に関する注記

借入金の借換え

当社は2025年2月14日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJ銀行を貸付人とした既存借入について、長期の借入への借換えを同行と合意したことにより、2025年2月28日付で金銭消費貸借契約を締結することを決議いたしました。

(1) 目的

当契約は、既存の借入金の借換えを行い、長期での資金調達を行うことで、財務基盤の安定性の確保を高めることを目的としております。

(2) 契約の概要

借入先	株式会社三菱UFJ銀行
借入金額	400,000千円
契約締結日	2025年2月28日
実行日	2025年2月28日
最終弁済期限	2029年10月31日

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	682,849	流 動 負 債	620,183
現 金 及 び 預 金	471,249	買 未 払 金	10,012
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	180,404	未 払 金	13,159
前 払 費 用	11,421	契 約 費 用	42,253
前 渡 金	2,172	預 短 期 借 入 金	77,122
そ の 他	17,601	未 払 消 費 人 税	16,331
固 定 資 産	487,991	未 払 法 人 税	400,000
有 形 固 定 資 産	5,467	賞 与 引 当 金	31,687
建 物	0		25,267
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,467		4,347
無 形 固 定 資 産	47,791	負 債 合 計	620,183
著 作 権	4,535		
ソ フ ト ウ エ ア	43,255	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	434,732	株 主 資 本 金	550,084
関 係 会 社 株 式	405,000	資 本 余 金	62,609
敷 金 及 び 保 証 金	13,551	資 本 準 備 金	59,609
繰 延 税 金 資 産	16,180	利 益 剰 余 金	59,609
資 産 合 計	1,170,840	そ の 他 利 益 剰 余 金	427,864
		繰 越 利 益 剰 余 金	427,864
		新 株 予 約 権	427,864
		純 資 産 合 計	550,657
		負 債 純 資 産 合 計	1,170,840

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 上	高 価	1,187,534
売 上	原 価	356,263
売 上	総 利 益	831,271
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		653,137
営 業 利 益		178,134
営 業 外 収 益		
受 債 務 取 勘 定 整 理	利 息 益	18
そ の 他		1,185
		395
営 業 外 費 用		1,599
支 払 利 息 損 益		
為 替 差 損	利 息 損 益	1,878
		279
経 常 利 益		2,157
特 別 利 益		177,575
新 株 予 約 権 戻 入 益		1,116
特 別 損 失		1,116
減 損 損 失		17,745
税 引 前 当 期 純 利 益		17,745
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		160,946
法 人 税 等 調 整 額		48,567
当 期 純 利 益		△1,695
		46,871
		114,074

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	資本準備金	資本剰余金合計								
当期首残高	51,760	48,760	48,760	313,790	313,790	414,310	1,395	415,705		
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	10,849	10,849	10,849			21,699		21,699		
当期純利益				114,074	114,074	114,074		114,074		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							△821	△821		
当期変動額合計	10,849	10,849	10,849	114,074	114,074	135,774	△821	134,952		
当期末残高	62,609	59,609	59,609	427,864	427,864	550,084	573	550,657		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年5ヶ月
工具、器具及び備品	4年

② 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

定額法によっております。耐用年数は社内における利用可能期間（5年）としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社は、AI搭載のソフトウェア開発とビルドアップパッケージ（デジタル組織の構築支援）を主軸としたAIソリューションを提供しております。

AIソフトウェアユニット

当社は、展開するAIソフトウェアごとに共同研究開発や初期導入フェーズにおける課題特定や全社戦略策定の支援、PoCの実施、AIアルゴリズムの構築及びシステム実装等を提供しており、主に準委任契約に基づくサービスの提供が履行義務となります。また、AI技術実装後のフェーズにおける運用やサービス提供が履行義務となります。当該履行義務は、契約期間にわたってサービスを提供することで充足し、契約期間に応じた収益を計上しております。

一方で、当社は請負契約に基づくサービスの提供も行っており、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたってインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、原価回収基準を適用しております。

ます。なお、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ビルドアップユニット

当社は、AI内製化支援からAI・DX人材の育成を行うビルドアップコンテンツを提供しており、契約に基づくデジタル組織開発コンテンツの提供が履行義務となります。当該履行義務は、コンテンツの提供期間にわたってサービスを提供することで充足し、コンテンツの提供期間に応じた収益を計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「預け金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

・子会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式 (株式会社LangCore)	405,000千円
----------------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

子会社株式については、市場価格がない株式のため、子会社の実質価額が取得価額に比べて著しく下落した場合には、将来の回復可能性が合理的に裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理することとしております。当事業年度の計算書類に計上した子会社株式の評価について、実質価額の著しい下落はないものと判断しております。

② 主要な仮定

子会社株式の評価は、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した売上予測をその主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

今後の市場動向や経営環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において、子会社株式の評価の判断に影響を与える可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,659千円
(2) 保証債務	
以下の関係会社の業務委託契約に対し連帯保証を行っております。	

株式会社LangCore 12,000千円

5. 損益計算書に関する注記

連結注記表「4. 連結損益計算書に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,680千円
減価償却超過額	8,895千円
敷金償却額	2,698千円
賞与引当金	1,503千円
その他	402千円
繰延税金資産合計	16,180千円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」の記載と同一のため記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 LangCore	所有 直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証 (注)	12,000	—	—

(注) 業務委託契約に対して債務保証を行っております。なお、保証料の授受は行っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	大川遙平	被所有 直接4.3%	当社取締役 (注) 2	新株予約 権の行使 (注) 1	17,280	—	—

- (注) 1. 新株予約権の行使は、2021年5月20日の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 大川遙平氏は2024年10月31日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間中の取引を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 90円07銭
(2) 1株当たり当期純利益 18円82銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」の記載と同一のため記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社A V I L E N

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 酒 井 博 康

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柴 田 勝 啓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A V I L E Nの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A V I L E N及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社A V I L E N
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 酒 井 博 康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 柴 田 勝 啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A V I L E Nの2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照

表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社 A V I L E N 監査役会
常勤監査役 小玉 泰子 ㊞
(社外監査役)
社外監査役 山本 飛翔 ㊞
社外監査役 矢治 博之 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たかはし こうたろう 高橋 光太郎 (1995年1月29日)	2019年8月 当社入社 2019年11月 当社取締役就任 2020年12月 当社代表取締役就任（現任） 2024年10月 株式会社LangCore取締役就任（現任）	99,000株
【取締役候補者とした理由】 高橋光太郎氏は、創業メンバーとして当社の事業拡大及び経営を牽引してきました。 これらの経験及び見識に基づき、当社の更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。			
2	新 任 まつくら りょう 松倉 怜 (1982年10月16日)	2008年11月 最高裁判所司法研修所入所 2010年1月 経済産業省入省 2018年9月 Bain & Company入社 2022年9月 京都市DXアドバイザー（現任） 2022年11月 株式会社コインチェック入社 2023年4月 当社執行役員COO就任 2024年7月 当社執行役員CEO就任（現任）	—
【取締役候補者とした理由】 松倉怜氏は、事業戦略及び組織戦略全般に精通し、当社の事業成長に貢献してきました。 これらの経験及び見識に基づき、当社の更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、今回新たに取締役候補者としました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社の株式数
3	にしき たくお 錦 拓男 (1984年9月10日)	2010年4月 株式会社三井住友銀行入行 2012年4月 S M B C 日興証券株式会社入社 2020年6月 株式会社三井住友銀行入行 (復籍) 2020年9月 株式会社A C S L 入社 2021年8月 当社執行役員C F O就任 2022年3月 当社取締役C F O就任 2024年7月 当社取締役C S O就任 (現任) 2024年10月 株式会社LangCore取締役就任 (現任)	-	
【取締役候補者とした理由】 錦拓男氏は、事業戦略及び財務戦略全般に精通し、事業面及びコーポレートの両面で当社の企業価値拡大及び経営を牽引してきました。 これらの経験及び見識に基づき、当社の更なる企業価値拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	小野 種紀 (1956年10月15日)	<p>1988年9月 米国サリヴァン・アンド・クロムウェル法律事務所入所</p> <p>1997年7月 ゴールドマン・サックス証券入社</p> <p>2011年4月 株式会社三井住友銀行入行</p> <p>2011年10月 同社執行役員就任</p> <p>2015年1月 S M B C 日興証券株式会社常務執行役員就任</p> <p>2016年3月 同社常務取締役就任</p> <p>2017年1月 日本郵便株式会社専務執行役員就任</p> <p>2017年6月 トールホールディングス取締役就任</p> <p>2018年6月 トールエクスプレスジャパン株式会社取締役就任</p> <p>2018年10月 J P トールロジスティクス株式会社取締役就任</p> <p>2021年4月 日本郵政株式会社専務執行役員就任</p> <p>2021年4月 日本郵政キャピタル株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2022年12月 P C I ホールディングス株式会社社外取締役就任</p> <p>2023年3月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 該当事項なし</p>	—

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

小野種紀氏は、金融機関での豊富な経験に加え、過去に代表取締役社長をはじめ複数社で取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験を有しております。

これらの経験及び見識に基づき、当社の取締役会において適時適切な助言を期待するとともに、客観的な立場から当社の経営を監督し、当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であるため、引き続き社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野種紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野種紀氏の当社の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、小野種紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に關わる損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小野種紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出であります。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役小玉泰子氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
新 任 だいげん ゆみこ 大源 悠美子 (1985年5月15日)	2013年2月 有限責任監査法人トーマツ入社 2024年8月 大源悠美子公認会計士事務所開業（現職）	—

【社外監査役候補とした理由】

大源悠美子氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計及び内部統制に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としました。

- (注) 1. 大源悠美子氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、大源悠美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、同氏との契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 大源悠美子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
5. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

第7回定期株主総会会場ご案内図

東京都台東区花川戸二丁目6番5号

台東区民会館



最寄り駅

- ・東京メトロ銀座線「浅草駅」7番出口より徒歩5分
- ・都営地下鉄浅草線「浅草駅」A4番出口より徒歩8分
- ・東武鉄道「浅草駅」正面改札口より徒歩5分
- ・つくばエクスプレス「浅草駅」A1出口より徒歩9分